

## 《研究ノート》

### 負の所得税と賃金補助金 試論

今泉 佳久

はじめに

研究 ノート (51)

累進所得税が所得分布を平等化する再分配効果を持つことは良く知られている。しかし、それは免税点以上の所得階層に限られている。免税点以下の階層のうち、ある部分については公的扶助、社会保険などの制度によって所得再分配が行われる。このような制度は免税点以下の階層全てを包括的に対象とするものではないことから、負の所得税 (Negative Income Tax) あるいは賃金補助金 (Wage Subsidy) などの構想が提案された。従って、NIT及びWSは所得再分配を目的とするプログラムであり、その分析においては再分配効果を第一にとりあげるべきであろう。しかし、いわば副次的効果と考えるべきものの中には、労働市場との関連において重要なものがある。それは労働インセンティブ効果である。本稿では、労働インセンティブ効果を中心としたNITとWSの比較分析を第一節で概観する。ところが、それらの分析は貧困層の特殊性を考慮したも

のとは言いがたい。そこで、第二節では、貧困層の特殊性を考慮して、若干の私見を述べらる。

#### 一 比較分析の概観

これまで行われたきたNITとWSの比較分析は、大略次の三つに分類できるだろう。①部分均衡のフレームワークでの比較。②一般均衡での比較。③社会厚生函数を用いた比較。本節では、まずNITとWSを定式化し、次いで①と②を概観する。(③については、P. A. Diamond, "Negative Taxes and the Poverty Problem," *National Tax Journal*, September, 1968. と R. Zeckhauser, "Optimal Mechanism for Income Transfer," *American Economic Review*, June, 1971. を参照されたい。)

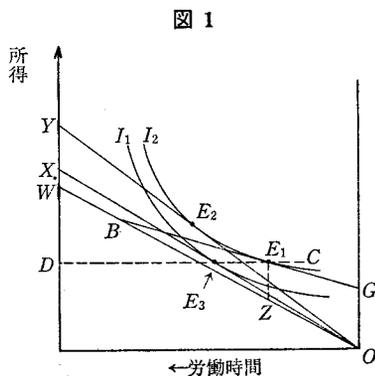
##### (a) 定式化

フリードマン (Milton Friedman) 以来多くの人々が、さまざまなNIT及びWSを提案してきた。これらのNIT及びWSを、それぞれ一本の方程式で表現できることは良く知られている。そこで、それらを次のように書く。

$$(1) \text{ NIT: } y = g + ew$$

$$(2) \text{ WS: } g = [w + b(w_0 - w)]/h \quad (\text{ただし } w \geq w_0)$$

ここで用いられた記号の意味は、 $y$ ……受給者の総所得、 $g$ ……所得フロア (所得の最低保証額)、 $w$ ……賃金率、 $w_0$ ……相殺賃金率 (WSが給付されなくなる賃金率)、 $b$ ……WSの補助率、 $h$ ……労働時間、 $e$ ……NITの補助率 (負の税率) で



出所：文献〔9〕，p.448，図-1。

ある。NITにおける相殺所得水準（NITが給付されなくなる所得水準）を $y_0$ とすると $e \parallel (y_0 - g) / W$ で与えられ、 $e$ は一定である。

これらの式は次のことを示す。まずNITについて。労働時間零の時、受給者所得 $e \parallel g$ である。また、 $e \parallel g$ の時 $e \parallel g$ となり、 $whVg$ の時NITによる移転給付は零となる。したがって、 $0 \wedge whVg$ の時、受給者総所得 $y$ は、(1)式に示されるように、所得フロア $g$ と稼得 $whV$ に $e$ を乗じたものとの和になる。次にWSについて。 $h \parallel 0$ の時、 $e \parallel 0$ である。 $e \parallel 0$ のとき、(2)式は $e \parallel wh$ となり、WSによる移転給付は零となる。 $0 \wedge h$ かつ $e \parallel 0$ のとき、WSが給付され、受給者の総所得 $y$ は(2)式で示される。

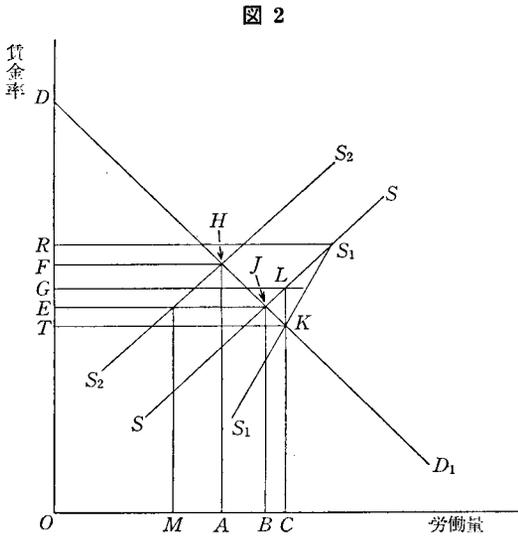
(b) 部分均衡

文献〔2〕と〔6〕及び〔9〕は部分均衡での分析を扱っている。それらの主張するところによれば、NITは公的扶助よりも労働インセンティブ効果があるがWSは更にインセンティブ効果があるということである。本稿では文献〔9〕を中心としてWSとNITの比較を概観する。

(a)での定式化を図に表わしたものが図一である。縦軸は所得金額を、横軸は右方向に余暇時間を計る。原点から横軸上のO点までを分析対象時間とすれば、O点から左方向に労働時間を計ることになる。当初の予算線はOWである。予算線はNIT及びWSの導入によってシフトするが、WSの予算線はNITのそれよりも勾配が急である。まず、NIT（所得フロアOG）の導入によって、予算線はOGBWにシフトする。この時、新しい均衡点はBG上の点E1（無差別曲線I1がBGに接する点）である。

E1と無差別な均衡点をもたらすWSは予算線をOWからOYにシフトさせる。OYはGBより勾配が急でなければならず、限界代替率が逓減する無差別曲線の下では、WSによる新均衡点E2はE1の左になければならない。従って、給付後の厚生が等しい場合、労働供給はNITよりもWSにおいて大である。

受給者総所得がNITと同額になるWSによる均衡点は、E1を通り横軸に平行な直線DC上になければならない。WSによる新しい予算線は、NIT予算線GBより勾配が急でなければならぬ。余暇の限界効用が逓減する無差別曲線が与えられて



出所：文献〔8〕，p.45。

図一のNITの費用は、 $E_1Z$ で示される。無差別曲線の限界代替率が通減するとすれば、WS予算線上の等費用均衡点は $E_1$ の左になければならない。従って、NITとWSとが等費用で

いるから、 $E_1$ の左でDCと交わる無差別曲線の接線だけが $E_1$ におけるそれより勾配が急である。従って、例えば新しいWS予算線OXが無差別曲線 $I_1$ と接する点 $E_3$ のように、 $E_1$ の左に新しい均衡点がなければならぬ。従って、給付後の所得が等しい場合、労働供給はNITよりもWSにおいてより大である。

ある場合、WSにおける労働供給はNITにおけるよりも大である。

以上の分析から、給付後の厚生、給付後の所得、給付額のいづれかが等しければ、NITにおけるよりも、WSにおいて労働供給がより大であることがわかる。

(c) 一般均衡

文献〔6〕、〔8〕に依拠して部分均衡の議論をn人のケースに一般化し、受給者グループの貨幣所得及び納税者グループの負担の観点から比較する。

部分均衡分析においては賃金率が一定であることが仮定された。しかし、受給者グループの労働サービス市場が再分配プログラム実施前に均衡していれば、プログラムの実施によって同グループの労働供給量が変化し、実施後には市場はもはや均衡ではありえない。従って、市場賃金率の変化の効果を明示的に取り入れるために、集計的労働市場を考える。

図二において、 $D_1$ 及び $S_1$ はプログラム実施前の潜在的な受給者グループの労働サービスについての需要曲線及び供給曲線である。

ここでNITプログラムが実施されたとする。各受給者について考えれば、図一に示されたように予算線の勾配がゆるやかになり、労働供給量は減少する。従って集計労働供給曲線は左にシフトする。これが $S_2$ である。受給者グループの労働供給を除く他の生産要素の供給は非弾力的である、とすれば需要曲線はシフトしない。かくして、需要曲線と供給曲線との交点は

JからHへシフトする。これは、市場賃金率がOEからOFに増加し、集計労働供給がOBからOAに減少することを意味する。また、図二は集計労働市場を表わしているから、国民所得がODJBから(イ)ODHAに減少し、受給者グループの所得がOEJBから(ロ)OFHA+給付額に変化することを意味する。従って納税者グループの貨弊所得は、(ウ)ODHA-(OEHA+移転費用)である。

次に、WSプログラムが実施されたとする。WSの実施によって市場賃金率( $w$ )と受給者の受け取り賃金率( $\frac{w}{1+\beta}$ )との間に乗離が生じる。市場賃金率は雇用主が進んで雇用する労働量を決定する。受け取り賃金率は受給者が進んで供給する労働量を決定する。相殺賃金率(OR)以上においては、この乗離は存在しない。図二の供給曲線SSのうち、OR以下の部分は受け取り賃金率の函数としての供給曲線である。市場賃金率の函数としての供給曲線は $S_1S_1$ となる。OR以下について、二つの供給曲線の垂直に計った差は単位当りの補助金に等しい。かくして、WSプログラムの実施により均衡点はJからKへシフトする。市場賃金率はOEからOTに低下するが、受給者の受け取り賃金率はOGに上昇する。労働供給量はOBからOCへ増加する。国民所得はODJBから(ニ)ODKCへ増加し、受給者グループの所得はOEJBから(ホ)OGLC(稼得OTKC+給付TGLK)へ増加する。従って納税者グループの貨弊所得は(ヘ)ODKC-(OTKC+移転費用)である。これらによって、費用負担について次の比較ができる。受給

者グループの貨弊所得がWSとNITについて等しいとすると、(イ)から(ロ)を減じて、 $ODKC-ODHA=HKCA$ を得る。これは、納税者グループの貨弊所得の差がWS及びNITについての国民所得の差に等しいことを示している。したがって、受給者グループの貨弊所得が等しい場合、貨弊所得で表わした納税者グループの負担は、NITよりもWSにおいて小さいと言える。納税者グループの負担が等しい場合はどうか。NITの移転費用(給付総額)が明らかでないので、納税者グループの純所得(移転費用を控除した所得)が等しいと比べて比較する。いま、 $ODKC-ODHA=HKCA$ 、 $ODKC-ODHA=HKCA$ 、 $ODKC-ODHA=HKCA$ が成立つ。ところが、国民所得はWSの場合により大だから、受給者グループの所得はWSの場合に大である。従って、納税者の負担(純所得)が等しい場合には、受給者グループの所得はWSにおいてより大である。以上から、受給者n人のケースについて、NITよりもWSが優ると言えよう。

## 二 NITと修正WS

これまでの概観では、NITよりもWSの方が望ましいプログラムであることが示された。しかしながら、これらの分析には、指摘すべき点がいくつかある。

まず、(2)式のようなWSを(1)式のようなNITと比較することは正当であろうか。図一によると、NITは点Bで当初の予算線に復帰するが、WSは、給付条件として所得制限が無いと

め、当初の予算線に復帰しない。そのため、失業者、肉体的に労働時間が制限されている人など稼得がきわめて低い人は、そうでない人に比較してWSによる給付額がきわめて小さい。

部分均衡分析で用いられた無差別曲線は、余暇と所得が代替関係にあることを意味する。余暇と所得を代替的に選好しうる状態にあるということは、比較的満足しうる所得水準に達していることを意味しよう。貧困層に分類される人々の全てがそのような選好状態にあるとは考えられず、むしろ、分析対象の免税点以下の階層の大部分はもっぱら所得を選好し可能な限り所得水準を上昇させる、と考える方がより合理的であると言えよう。従って、無差別曲線を貧困層に適用する分析は、貧困層の高一部分のみあてはまる分析と言わざるを得ない。

また、賃金率の問題がある。一般均衡分析では、単一の市場賃金率を想定して分析を進めた。しかし、受給者グループ全体にあてはまる市場賃金率というものが存在するだろうか。例えば、移転給付の受給者が組合を結成して労働市場に参入するならば、単一の賃金率を想定することができよう。しかし現実にはそのようなことは考えられない。貧困層の団結した行動などは期待できないと考えるべきだろう。「受給者グループの市場賃金率」というようなマクロ的な用語に象徴される取扱いが、どちらかというところと不適当であると考えられるところに、貧困問題の複雑さ、むづかしさがあるのではなからうか。したがって、前述の一般均衡分析は、貧困層の事情を考慮した分析とは言いにくい。

以上の指摘を考慮すると、①WSに所得フロアを設定し、かつNITとWSの給付制限を等しくすること、②受給者は常に所得増加の度合いの大きなプログラムを望むと考えられること、③賃金率は各受給者によって異なること、の三つを明示的に取入れた分析をする必要がある。①については、

$$(3) \quad WS: y = [w + b(w_0 - w)]h \quad (wh > g, w > w_0)$$

$$(4) \quad y = g \quad (wh \leq g)$$

$$(5) \quad NIT: y = g + awb$$

のように再定式化することができる。ここで用いられた記号は先に示したと同じ意味を持つ。給付側が操作しうるパラメターは①だけである。②については、受給者側の所得増加手段が、労働時間の増加および賃金率の上昇であることを考えて、次のようにプログラムの比較規準を考えることができるだろう。すなわち、受給者の労働時間増加および賃金率上昇による所得増加の度合いが大きいこと、従って、受給者にそのような行動を起こさせる誘因が共に強いことが望ましいプログラムの条件である。このような規準で選択されたプログラムは、国民経済的見地からも望ましいものであると言えよう。以下、前記の判断規準に従い、③を考慮して分析を進める。なお、文献⑦に推論の手がかりを得て本節の分析を進めた。(以下の文中のWSは、前節と異なり、修正WSの意である。)

(a) 労働時間増加

各受給者は、賃金率が一定であれば、労働時間の増加によって所得を増加しうる。(3)と(5)式をんで偏微分して、

(6) 
$$\left\{ \begin{array}{l} WS: \frac{\partial y}{\partial h} = w + b(w_0 - w) \\ NIT: \frac{\partial y}{\partial h} = w \end{array} \right. \quad (wh < g) \quad (wh \geq g)$$

$$= 0$$

$$w_0 > w, e = (g_0 - g) / g_0 < 1 \text{ だから}$$

$$0 < w_0 \wedge w \wedge w + b(w_0 - w)$$

である。すなわち、労働時間一単位増加による所得増加効果の大小関係は、

$WS(wh < g) \wedge NIT \wedge WS(wh > g)$   
 である。従って、稼得が所得フロアを超える時、所得増加効果から見るかぎり、WSはNITよりも労働供給を増加させるだろうと言える。また、 $b$ の値を大きくするにつれて、WSの所得増加効果は大きくなるから、労働供給がさらに増加するだろうと言えよう。他方、稼得が所得フロア以下であると、WSの所得増加効果はNITより小さくなる。これは、所得フロアを設定したことがWSの労働インセンティブ効果を阻害することを意味する。従ってWSの労働インセンティブ効果がるべく大きくなるためには、低稼得水準でも総所得がかなりの額だけ所得フロアを超えねばならない。すなわち、(3)、(4)から、

$$[w + b(w_0 - w)]h > g$$

この式から、 $b$ が大きいほど不等号の成立する $w$ と $h$ の値が小さくなることがわかる。

以上から、WSの下では、 $b$ の値が大きいほど、労働供給、従って受給者総所得が大きい。他方、NITの下では、(6)から、 $e$ の値が大きいほど、労働供給、従って受給者総所得が大きい。

しかし、 $e$ の値は一定で、操作できない。

(b) 賃金率上昇

所得再分配プログラムの究極の目標は単なる所得増加ではなく、受給者の生産性の向上にある。生産性すなわち賃金率が上昇してはじめて、自力での貧困からの脱出が可能となるからである。NIT及びWSが存在する時、賃金率の変化による限界賃金率の変化は、(6)を $w$ で微分して、

$$(7) \quad \left\{ \begin{array}{l} WS: \frac{d}{dw} (\frac{\partial y}{\partial h}) = 1 - b \\ NIT: \frac{d}{dw} (\frac{\partial y}{\partial h}) = e \end{array} \right. \quad (wh < g) \quad (wh \geq g)$$

$$= 0$$

ところで、「 $1 - (b)$ 」は「賃金率上昇に課される税率」と考えられる。賃金率の上昇に課税することは、そのよくな上昇を達成しようとする受給者の誘因を弱めることを意味する。ここで、(7)から賃金率上昇に課される税率 $t$ を求めると、

$$(8) \quad \left\{ \begin{array}{l} WS: t = b \\ NIT: t = 1 - e \end{array} \right. \quad (wh < g) \quad (wh \geq g)$$

WSについては、次の二つの事がわかる。 $wh < g$ について、税率が一(一〇〇%)であることから、受給者が賃金率を上昇させようとする誘因は無いと考えられる。 $wh \geq g$ について、 $b$ を小さくすることによって受給者の賃金率上昇誘因を強めることができる。NITについては、 $e$ が大きいほど受給者の賃金率上

昇誘因が強くなる。しかし、前述のように、 $\epsilon$ の値は操作できない。

従って、以上の(a)及び(b)の議論から、次のことが言えよう。

WSは補助率が大なるほど労働時間増加誘因は強いが、賃金率上昇誘因は弱いという矛盾がある。NITは補助率が大なるほど労働時間増加誘因と賃金率上昇誘因が共に強く、矛盾しない。よって、前述の規準からすると、NITの方が望ましいと言うことができるだろう。

むすびにかえて

本稿の第一節と第二節とは、結論が異なる。これは、分析方法の違いもあるが、判断規準の取り方の違いによる。再分配プログラムの判断規準は、本来、再分配効果に求めるべきであると考えられる。しかし、現実には制度化されていない以上、実際の統計データを用いて比較することはできない。ただし、低所得層の階層別人員分布を何らかの方法で仮定することによって再分配効果を測定することが考えられる。

第二節については、賃金率と関連して、分析を短期と長期とに区別すべきであったし、さらに、生産性上昇をみたらず教育投資との関連をも考慮すべきであった。また、 $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\epsilon$ などパラメーターの大小関係については、紙数の制約により、省略した。これらについては次の機会に改めて分析することにした。

参考文献

[1] C. Green, *Negative Taxas and the Poverty Problem*,

New York, Brookings Institution, 1967.

[2] L. E. Gallaway, "Negative Income Tax Rates and the Elimination of Poverty," *National Tax Journal*, September, 1966.

[3] M. J. Boskin, "The Negative Income Tax and the Supply of Work Effort," *National Tax Journal*, December, 1967.

[4] J. Kesselman, "——: Comment," *National Tax Journal*, September, 1969.

[5] M. J. Boskin, "——: Reply," *National Tax Journal*, September, 1969.

[6] E. K. Browning, "Incentive and Disincentive Experimentation for Income Maintenance Policy Purposes: Note," *American Economic Review*, September, 1971.

[7] R. E. Schlenker, "Optimal Mechanisms for Income Transfer: Note," *American Economic Review*, June, 1973.

[8] E. K. Browning, "Alternative Programs for Income Redistribution: The NIT and the NWT," *American Economic Review*, March, 1973.

[9] I. Garfinkel, "A Skeptical Note on the Optimality of Wage Subsidy Programs," *American Economic Review*, June, 1973. (一橋大学大学院博士課程)